資料2

実践報告

受動的な中途視覚障害者への支援
～家族とともに考える視点をいかして～

国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局 神戸視力障害センター　山田裕基（やまだゆうき）（兵庫）

はじめに

中途視覚障害者とその家族の心理過程の1つに，家族に依存して能動的な意欲がわかない中途視覚障害者と，過剰な介助を通じて本人の能動的な意志，自立を奪ってしまう家族の類型が指摘されている[1]．このような受動的な中途視覚障害者を支援する際に，家族とともに考える視点をもつことは，立体的な支援を行う上で重要となる．福山らは，ソーシャルワークにおける家族支援アプローチについて，システムズアプローチの有用性を示している[2]．システムズアプローチの研究は，管見のかぎり，視覚障害者リハビリテーションの分野では見当たらなかった．そのため，システムズアプローチの視点をいかしたケースワークについて検討することは，今後の支援の質を高める一助になり，意義がある．

システムズアプローチの概要

システムズアプローチは，「家族を一つの生体システムとみなし，その特性を理解した上で問題解決の支援を」[3] 図る方法である．システムズアプローチの具体的な支援展開として，吉川・東は，①ジョイニング→②情報収集→③仮説設定→④治療的働きかけ→⑤再び情報収集，の循環プロセスを挙げている[4]．まず，家族システムの一部として溶け込み，家族との関係形成を図る「ジョイニング」を行う．ジョイニングは，①家族のルールに合わせること（アコモデーション），②家族の役割行動に合わせること（トラッキング），③家族の用いる情報伝達の手段に合わせること（マイム），の3つの具体的方法から成立している[5]．つぎに，家族システムでのコミュニケーションについての「情報収集」を行う．そして，家族システムの状況や，家族システムが変化しうる切り口を「仮説設定」し，変化させるための「治療的働きかけ」を行う．最後に，その結果を「再び情報収集」し，必要があれば「仮説設定」「治療的働きかけ」を行う，という循環した支援展開である．そして，東・狩野は，最低限必要な技法として，①ジョイニング，②肯定すること，の2点を挙げている[6]．

Ⅰ．研究目的

システムズアプローチに基づいたケースワークを行うことにより，受動的な中途視覚障害者と過干渉傾向の両親がどのように変容したのかを明らかにする．また，その支援過程を分析し，支援について検討することを目的とする．

Ⅱ．研究方法

1．研究デザイン

事例研究とした．

2．データの期間・収集方法

ケースワークによる支援期間は，201X+1年6月から201X+1年11月までの6ヵ月間であった．この間，自立訓練（機能訓練）（以下，自立訓練）と施設入所支援の障害福祉サービスを提供した．自立訓練とは，白杖歩行訓練，コミュニケーション訓練，日常生活動作訓練を中心とした，視覚障害者への社会リハビリテーションである．自立訓練は，計321回（45分/回）実施した．支援期間のデータは，記録文書（外来相談記録，ケース記録，訓練記録，面接記録）から収集した．筆者は，A氏のケースワーカー，自立訓練の訓練士として関わった．

3．データの分析

収集したデータから，支援による中途視覚障害者とその両親の変容を精査した．本研究では便宜上，支援経過を時系列にし，①進路選択についての主訴に基づく支援，②身辺自立のための自立訓練，③福祉制度利用のための支援の3つの区分に分けた．また，システムズアプローチの支援展開に沿って分析した．

Ⅲ．倫理的配慮

筆者の所属機関の倫理審査委員会による承認を得て，その基準に従った．

Ⅳ．事例紹介

○対象者：A氏，40代，男性，未婚
○身体障害者手帳：1種1級（視覚障害），201X年12月交付
○眼疾患：先天性白内障術後，緑内障
○その他健康状態：良好
○視覚状況：視力は右（0），左（0.06），視野は右（10度以内），左（10度以内）
○障害発症時期：未熟児として出生し，先天性白内障と診断される．身体障害者手帳は，中学2年生時に1種6級を取得する．そして，201X−1年に緑内障と診断され，201X年に駆逐性出血により1級に重度化する．
○生活歴等：小学生低学年時は計算が得意だったが，高学年になると学校の授業についていけなくなり勉強が苦手になる．中学生時にはいじめにあったことがある．高校卒業後は，調理員として就労する．勤務態度はまじめで高く評価されていたため，201X年に急激な視力低下がみられた際も，勤務先の会社は継続雇用を検討していた．A氏が通勤に困難さを感じたため，201X年4月に休職し，201X+1年1月に退職する．
○家族状況：両親（ともに70代）と同居．両親は，A氏を介助するために同盟を結んでいる．A氏は，両親からの干渉を受け入れている．親子関係は，過干渉－依存関係にある．
○A氏の性格：穏やか，両親の意向に従う受け身的な性格（受動的）
○ストレングス：A氏は，指示されたことをまじめに継続して行動することができる．両親は，家族の置かれている状況を客観的に理解することができる．

Ⅴ．支援の実際

1．システムズアプローチを援用した支援の経過

（1）進路選択についての主訴に基づく支援（201X+1年6月～201X+1年11月）

1）ジョイニング

視力障害センター（以下，センター）の自立訓練と施設入所支援の利用が開始となった．今後の進路については，A氏担当の相談支援専門員Bから次のとおり確認していた．それは，医療分野の国家資格であるあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師（以下，あはき師）としての就労を目指して，あはき師学校養成施設Cへの進学を希望している，ということであった．A氏に確認すると，「あはき師学校養成施設Cへの進学は考えていないです」「両親だけの考えではないですか」「（両親と）喧嘩しないといけないかな」等の発言がみられた．A氏は，あはき師以外の就労を希望していることが分かった．そして，A氏と両親とのコミュニケーションが機能していない印象を受けた．そのため，家族3人の同意を得て，進路について家族面接を行った．面接場面では，面接室に最初に入室した母親が，家族の意見を筆者に伝える「家族の窓口」としての役割を担っていた．そのため，この家族の波長に合わせた会話を心がけた．

2）情報収集

家族面接により，次の情報が得られた．それは，①A氏は両親の前ではほとんど発言しなかったこと，②A氏は「今すぐ就労したい」との強い主訴をもっていること，③A氏の希望する就労は，職種や勤務地等の具体化がなされていないこと，④両親は，同盟関係を結び，先回りしてA氏の進路選択を主導しようとしていること，⑤親子のコミュニケーションが機能していないため，進路について親子間で葛藤が生じていること，であった．

3）仮説設定

収集した情報を踏まえて，次の仮説を設定した．それは，①「就労についての情報提供を行うことで，A氏は就労について具体的な検討が可能となる」，②「家族が協働する課題に取り組むことで，家族間の交流を創り出すことができる」，であった．

4）治療的働きかけ

家族に対して，「今すぐ就労したい」というA氏の前向きな思いを肯定した．また，あはき師以外の就労に向けた訓練機関として，国立D職業リハビリテーションセンター（以下，D職リハセンター），E障害者職業能力開発校，F視覚障害者リハビリテーシ

ョンセンター，を紹介した．その上で，家族が協働する課題として，①G公共職業安定所に訪問し，視覚障害者の求人状況についての情報を収集すること，②進路選択を経験した視覚障害者から経験談を聞いて，進路選択の参考にすること，③この視覚障害者への質問内容を事前に検討すること，を家族に提案し，同意を得た．②については，家族の意向を踏まえ，D職リハセンターとあはき師学校養成施設Cの利用経験のある視覚障害者Hとの面接の場を設けた．

5）再び情報収集（初回）

視覚障害者の求人状況について，家族面接を行った．求人はなかったとのことで，父親から「（A氏に）現実を気づかせていただき，よかったです」との感想が示された．これまで母親が主に発言していたが，父親の発言が目立つようになった．母親は父親の意向に従う様子がみられた．家族の状況の変化に応じた会話を心がけた．父親は，A氏がすぐに就労することは難しいと理解していたようであった．A氏からの発言は特になかった．A氏に前職の選択理由を確認すると，「特にないです．周囲に勧められて」とのことで，就労に対する強い希望はないようにみえた．視覚障害者Hとの面接場面では，父親が視覚障害者Hに質問することが多く，A氏からの質問はほとんどなかった．面接後にA氏に確認すると，「いろいろ聞けてよかったです」との感想があった．その後，A氏，両親ともに，D職リハセンターに関心があるとの意向が示された．父親からは「あはき師しか視覚障害者ができる仕事はないと思っていました」「（それ以外にあるのであれば）息子の意見を尊重したいです」との意見が述べられた．

6）仮説設定

次の仮説を設定した．それは，①「進路選択について，父親が影響力をもっている」，②「父親の干渉の軽減を図る課題に家族が取り組むことで，A氏の能動性が高まる」，であった．

7）治療的働きかけ

D職リハセンターへの施設見学を提案し，家族より同意が得られた．施設見学に向けての日程調整，質問内容の検討は，A氏のみで行うことを課題として設定した．A氏は「どうしたらよいか分からないです」と困惑したようにみえた．そのため，A氏単独では遂行できない部分を父親の代わりに支援した．そして，父親の干渉がなくてもA氏自身が能動的に行動できることを，A氏を含めた家族に示した．

8）再び情報収集（2回目）

支援を通じて，A氏は単独で課題に取り組むことに慣れていないようにみえた．その要因として，日常生活全般において，両親がA氏の代行をしていることが推察された．その後，施設見学実施の報告を受け，家族面接を行った．事前に検討した質問に対するD職リハセンター職員の回答について，A氏より報告を受けた．父親からは，「D職リハセンターへの利用に気持ちが傾いています」との発言がみられた．A氏に確認すると，「しばらく考えたいです」とのことで，あはき師学校養成施設Cへの関心をもちつつあることが分かった．

9）仮説設定

次の仮説を設定した．それは，①「両親とA氏の関係が，過干渉－依存の関係になっている」，②「A氏の意思を尊重する関わり方を家族に示すことで，A氏が進路選択の主体であるという枠組みづけを行うことができる」，③「新たな枠組みづけを行うことが，進路選択についてのA氏の能動性向上につながる」，であった．

10）治療的働きかけ

A氏が関心を寄せるあはき師学校養成施設Cについて，家族で施設見学をすることを課題として設定した．施設見学での質問内容については，主体であるA氏自身が検討することを課題として設定した．その結果，A氏は，戸惑いながらも，能動的に質問を考えることができた．

11）再び情報収集（終結）

施設見学実施の報告を受け，家族面接を実施した．A氏が検討した質問に対するあはき師学校養成施設C職員の回答について，A氏より報告を受けた．そして，「あはき師学校養成施設Cへの進路で決めました．腰の調子が悪い父親を施術できるようになりたいです」との意思表示を受けた．A氏は，進路選択に迷いはない様子であった．両親に確認すると，A氏の意思を尊重していることが分かった．

（2）身辺自立のための自立訓練（201X+1年6月～201X+1年11月）

1）ジョイニング

自立訓練のアセスメントを行うため，家族面接を行った．面接場面では，主に母親が主導権をもって発言することが多かった．それを踏まえて，家族の波長に合わせた会話を心がけた．

2）情報収集

アセスメント実施により，A氏の身辺動作の介助を，主に母親がしていることが分かった．日常生活関連動作に関しては，洗濯，衣類管理，掃除，金銭管理を，母親が行っていた．移動に関しては，外出場面において，常に母親が付き添っていることが分かった．

3）仮説設定

次の仮説を設定した．それは，①「両親がA氏単独では日常生活を送れないと認識している」，②「その状況にA氏が依存している」，③「両親の干渉を遮断しながら自立訓練を行うことが，A氏の能動性向上につながる」，であった．

4）治療的働きかけ

A氏の主訴であるあはき師以外の就労に向けて，まずは身辺自立の確立を図る必要があることを整理し，自立訓練を開始した．その結果，コミュニケーション訓練により，署名，スクリーンリーダーを活用したパーソナルコンピューター（以下，パソコン）の基本操作，が可能となった．スクリーンリーダーとは，パソコン上のテキスト情報を音声で読み上げるソフトウェアアプリケーションである．また，白杖歩行訓練により，センターから自宅までの単独での帰省が可能になった．日常生活動作訓練では，現金自動預払機（以下，ATM）の操作訓練を行うために，本人名義のキャッシュカードを用意するようA氏に依頼した．それに対してA氏からは，管理している両親に依頼してほしいとの相談を受けた．

5）再び情報収集（初回）

A氏がセンターの施設入所支援を利用したことで，親子が一時的に別居生活を送ることとなった．近況を確認すると，母親より「自宅にいる頃に比べて，（A氏が）生き生きしています」との発言がみられた．父親からは「（A氏のいない夫婦だけの状況に）落ち着いてきました」との感想が示された．そして，自立訓練によりA氏の身辺自立が可能になりつつあることを，両親に報告した．また，A氏名義のキャッシュカードを使用したATM操作訓練を行うことを，両親に提案した．提案に対して，両親より抵抗感が示された．

6）仮説設定

次の仮説を設定した．それは，①「ATM操作について，両親は『視覚障害があるから，任せられない』と考えている」，②「両親が要介護状態になる等の危機的状況が訪れた場合，A氏の生活に支障が生じる」，③「自立訓練利用に至った家族の動機を振り返ることが，両親の抵抗感軽減につながる」，であった．

7）治療的働きかけ

A氏の自立訓練利用に至る動機について，家族に確認した．そのなかで，「現状を変えたい」との思いが家族にあることが分かり，この思いを認めた．そして，家族に次のことを説明した．それは，①A氏が就労した場合，A氏自身でATM操作等を行う場面が想定されること，②そのためにATM操作訓練を行う必要があること，であった．その後，両親の同意を得ることができた．そして，A氏名義のキャッシュカードを使ったATM操作，金銭管理の訓練を実施し，A氏単独で管理できるようになった．

8）再び情報収集（2回目）

自立訓練の成果として，①A氏の身辺自立（ATM操作を含む）が可能になったこと，②A氏単独での帰省が可能になったこと，を両親に伝えた．母親の話から，家族システムの歴史を把握することができた．それは，A氏が未熟児として出生したこと，中学生時にいじめられたこと等により，両親がA氏を強く気にかけ，心配し，過干渉になってきた歴史であった．母親の思いやこれまでの経緯を受容し，母親のがんばりを認めた．そして，A氏は両親の送迎を受けながら，毎週末ごとにセンターから自宅に帰省していることが分かった．

9）仮説設定

次の仮説を設定した．それは，①「A氏が単独で帰省することで，両親の『A氏はできない』という認識の修正を促すことができる」，②「これまでのパターンとなっていた帰省に伴う送迎介助を遮断することが，親子の過干渉－依存関係の再編成につながる」，であった．

10）治療的働きかけ

週末の帰省について，①A氏は単独で帰省すること，②両親はA氏の送迎をしないこと，を家族に提案し，同意を得た．それを受け，この2点を家族全体の課題として設定した．

11）再び情報収集（終結）

A氏より「単独で帰省することができました」との報告を受け，家族面接を行った．A氏からは「ヒヤヒヤでしたが，どうにかできました」との感想が示された．母親からは「自宅に帰ったときは，ついつい手を出そうとしてしまいます．頭では分かっているつもりなんですが．息子も訓練で大変だけど，親の方も意識を変えるのが大変ですね」との発言があった．父親からは「署名，口座の出し入れもできないでいました」「1つ1つできることが増え，親も一緒に喜んでいます」との感想が得られた．このことから，両親が過干渉についての自覚をもちつつある様子がうかがえた．A氏は，自立訓練を通じて自信がついたようにみえた．

(3) 福祉制度利用のための支援
(201X+1年7月～201X+1年11月)

1）ジョイニング

「白杖を入手したいです」とA氏より相談を受けた．白杖は，補装具費支給制度において「盲人安全つえ」と呼称されている補装具である．A氏に，補装具費支給制度についての情報提供を行った．補装具費支給制度とは，市町村が実施主体となり，身体機能を補完，代替する補装具の購入又は修理に要する費用の一部を支給する制度である．この制度の申請手続きについて説明すると，A氏から「親と一緒に説明してもらうと助かります」との相談があった．そのため，家族面接を行った．父親からは「金銭のやりとりが発生する手続きは，A氏に任せられないです．させたこともないです」との発言があった．父親の発言とその発言に同意する母親の様子を踏まえて，手続きは家族全員で行うこととした．

2）情報収集

これまでの支援を通じて，両親は，A氏に対する過干渉を自覚しつつある様子がうかがえた．ただ，補装具費支給制度の手続きについては，金銭のやりとりが発生する可能性があるため，両親のなかに「A氏に任せられない」との思いが根強くあることが分かった．

3）仮説設定

情報収集を踏まえて，「家族ライフサイクルの視点による家族の発達課題を整理することが，親子の過干渉－依存関係の再編成につながる」という仮説を設定した．

4）治療的働きかけ

両親主体による申請手続きを行い，補装具費の支給を受けることができた．そして，「金銭のやりとりが発生する手続きをA氏に任せられない」という両親の思いを傾聴しつつも，家族ライフサイクルの視点による今後の発達課題について，家族に説明した．それは，①「親が子を保護する」という現在の関係から，「成人同士」としての親子関係の構築が課題として挙げられること，②「子が親を介助する」関係や，「親亡き後に子どもが自立する」関係への移行が求められる時期に来ている可能性があること，であった．また，両親のA氏に対する「親が子を保護する」という関わり方について，「見守る」という新たな枠組みづけを両親に行った．そして，金銭のやりとりが発生する手続きについて，次回からはA氏が行うことを家族の課題として提示し，家族より同意を得た．

5）再び情報収集（初回）

今後の家族の発達課題については，具体的に説明したこともあり，家族の理解は得られたようであった．父親からは「やさしく説明してくれていますが，言われていることはとてもキツイです」との本音が吐露された．そのため，自立訓練利用の動機となった「現状を変えたい」という思いを認め，A氏を見守ろうとする両親の思いを肯定した．

6）仮説設定

次の仮説を設定した．それは，①「金銭のやりとりが発生する手続きをA氏が行うことが，『視覚障害があるからA氏に任せられない』という両親の根強い認識の修正につながる」，②「A氏が遂行できない課題を筆者が支援することで，両親は干渉しない経験をもつことができる」，③「両親の干渉が軽減することで，A氏の能動性が高まる」，であった．

7）治療的働きかけ

A氏より，あはき師学校養成施設Cへの利用申請を行いたいとの相談を受けた．申請には出身高校であるI高等学校の卒業証明書が必要であることが分かった．家族の同意を得て，A氏単独で卒業証明書の発行手続きを行うことを課題として設定した．A氏は，筆者同席のもと，I高等学校に電話で問い合わせることができた．その際，A氏は「証明書発行料は300円ですって」と，I高等学校職員の発言内容を筆者に伝え，300円必要であることを筆者にメモしてもらうおうとする場面がみられた．電話終了後，A氏に対して，自分でメモできるように事前に準備をする必要があったことを伝えた．A氏からは，「詳しくはホームページで調べてほしいと言われました」との報告を受けた．インターネットを活用した情報収集は訓練中であり，A氏のみでは収集できない状況であることを，A氏に確認した．そして，単独で手続きすることがA氏の課題であったことを振り返り，改めてI高等学校に問い合わせるようA氏に依頼した．その後，発行手続きに必要な書類作成等の支援を行うことで，A氏は卒業証明書を単独で入手することができた．

8）再び情報収集（2回目）

面接を行い，金銭のやりとりが発生する手続きを単独でしたのは「はじめてです」と，A氏から笑顔がみられた．その後，スクリーンリーダーを入手したいとの相談を，A氏より受けた．スクリーンリーダーは，日常生活用具給付等事業において「情報・通信支援用具」に該当する日常生活用具である．日常生活用具給付等事業について，A氏に情報提供をした．日常生活用具給付等事業とは，市町村が実施主体となり，障害者等が日常生活をより円滑に過ごすために必要な用具を給付又は貸与すること等により，福祉の増進に資することを目的とした事業である．

9）仮説設定

次の仮説を設定した．それは，①「金銭のやりとりが発生する手続きを行ったことで，A氏は自信をもちつつある」，②「両親の干渉でこれまで経験できなかったことをA氏が積み重ねることが，A氏の能動性をさらに高め，家族間の交流のパターンを改造することにつながる」，であった．

10）治療的働きかけ

日常生活用具の申請手続きをA氏が行うことを提案し，家族より同意を得た．代読支援を部分的に行うことで，A氏は能動的に申請手続きを行うことができた．

11）再び情報収集（終結）

日常生活用具が給付されたとの報告を受け，家族面接を行った．面接場面では，A氏の発言が増え，家族の交流パターンが変化している印象を受けた．父親からは「（A氏が）視覚障害者となり，親が多くのことを手伝わなければと，（これまでは）考えていました」との感想が述べられた．母親からは「センターを利用しないと気がつかないことが多くありました．これまで本人ができることも，私たちが手を出していました．これからは，本人ができることは自分でしてもらうようにしないといけませんね．過干渉だったのがようやく分かりました」との気づきが示された．A氏への過干渉について，両親が自覚できたことが分かった．A氏からは「あはき師として，地元で仕事に就きたいです」との抱負が語られた．その後，あはき師学校養成施設Cの利用選考を受け，利用承諾となり，翌年4月から利用開始となった．

Ⅵ．考　察

A氏と両親において，システムズアプローチの視点をいかしたケースワークは有用であったと考えられる．実施した支援とともに，家族の変化について，以下のとおり考察する．

1．家族への支援について

（1）進路選択についての主訴に基づく支援について

支援は，主に家族内の課題設定を支援し，家族交流の創造を促した．進路選択については，親子のコミュニケーションが機能していない状況にあり，親子関係に葛藤が生じていた．そのため，視覚障害者の求人状況の確認，施設見学での質問内容の検討等，親子が協働して進路選択に取り組む課題を設定して，家族交流の創造を促した．課題設定の支援は，「新たな家族の交流を始めることができる」[7] との効果が示されている．この支援の実施により，親子のコミュニケーションが活発になり，親子間の葛藤が少なくなったと考えられる．支援の過程で，A氏の進路選択については父親の影響力が強く，父親が先回りして行動する父親主導の傾向を把握した．そのため，この家族の傾向に合わせたジョイニングを行った．そして，施設見学の調整，質問内容の検討等，父親が先回りしそうな場面において，筆者がA氏に進路選択可能な成人として接することで，進路選択の主体がA氏であるという枠組みづけを家族に行った．A氏の意思を尊重する支援は，両親を含めて繰り返し行い，父親主導の交流パターンに変化を促した．この支援により，「積み重ねの中から，しだいに不足していた家族のコミュニケーションに変化の兆しが現れ始める」[8] ようになったと考えられる．このような支援の結果，親子のコミュニケーションが活発になり，A氏が主体となって，納得した進路を選択することができた．

（2）身辺自立のための自立訓練について

支援は，主に家族システムの歴史の把握，家族の思いの肯定，家族の慣れ親しんでいる交流パターンの遮断を行った．家族システムの歴史については，未熟児として出生したこと，いじめにあったこと等で，A氏に対する両親の過干渉傾向はもともと存在していたことが分かった．そして，A氏が重度視覚障害者になったことで，過干渉が強化されたことが考えられた．家族面接のなかで，「この子（A氏）はようやくできた長男です．未熟児として生まれてきたことや視覚障害をもったことで，生まれなければよかったのにと思ったことがあります」と，A氏に対する母親の心境が語られる場面があった．自立訓練のアセスメントでは，A氏の身辺動作の介助を主に母親が行っていることが分かった．それらを受けて，これまでの家族システムを否定することなく，母親の苦悩への共感や支持の態度で支援した．また，「今すぐ就労したい」というA氏の主訴を肯定しながらも，まずはその前提となるA氏の身辺自立や，母親の介助軽減に向けた自立訓練を行う必要性があることを，家族とともに整理した．自立訓練の実施にあたっては，容易な課題から高度な課題へと段階ごとに難易度が高まるように留意した．そして，

「課題に挑戦する→成功する」体験を繰り返し，A氏が課題に取り組む自信をもち，能動的に行動できるように支援した．自立訓練の結果，A氏は，署名，書類作成，パソコン操作，電子メール操作，ATM操作を含む金銭管理，帰省，等が単独でできるようになった．ATM操作訓練については，「金銭のやりとりが発生する手続きはA氏に任せられないです」と両親は抵抗感を示していた．そのため，両親の思いに寄り添いながらも，中立的な立場を維持してジョイニングを行った．また，自立訓練利用に至った「現状を変えたい」との家族の思いを肯定したことで，両親は訓練を「見守る」ことができた．単独による帰省については，「送迎する両親－送迎してもらうA氏」という交流パターンを遮断し，「帰省するA氏を見守る両親－単独で帰省するA氏」という新たな交流パターンに変えることができた．これらにより，両親は「見守る」というこれまでとは異なる経験を積み重ねた．A氏においては，両親の干渉によりこれまで経験できなかったことを，自立訓練等を通じて積み重ねることができた．「歩行訓練は依存に対する態度を変える」[9]との指摘がある．A氏は，白杖歩行訓練等による成功体験を積み重ね，単独での帰省が可能となり，能動性がさらに向上したと考えられる．

（3）福祉制度利用のための支援について

支援は，主に家族の発達課題の整理，交流パターンの再編成による家族交流の改造を促した．岡堂は，家族システムの発達を6段階に分け，家族の発達段階ごとの課題を示している[10]．それは，①婚礼から第一子誕生までの間（第Ⅰ段階），②第一子誕生から末子小学校入学までの時期（第Ⅱ段階），③学童期の子どもをもつ家族の場合（第Ⅲ段階），④思春期青年期の子どもをもつ家族の場合（第Ⅳ段階），⑤子どもが巣立つ家族の場合（第Ⅴ段階），⑥老年期の夫婦の場合（第Ⅵ段階），の6つである．「金銭のやりとりが発生する手続きはA氏に任せられない」と強く思っている両親に対して，ジョイニングを行い，第Ⅴ・Ⅵ段階の主な発達課題について説明した．第Ⅴ段階については，①両親の課題は，A氏の自立を信じて見守ること，②A氏の課題は，自身の生活を自立的に遂行できる能力を習得すること，③家族の課題は，親子関係を成人同士の関係に発達させること，を説明した．第Ⅵ段階では，①「世話をする人－世話される人」「頼られる人－頼る人」といった親子の役割が逆転すること，②親亡き後にA氏の自立が求められること，を説明した．そして，「世話をする両親－何もできないA氏」というこれまでの親子関係から「A氏を見守る両親－就労して自立した生活を送るために課題に取り組むA氏」という交流パターンの再編成を行った．また，課題の遂行が困難な場面にA氏が直面した際には，両親の代わりに支援を実施した．その結果，両親は「見守る」経験をもつことができ，A氏は課題解決に向けて能動的に行動する経験を重ねることができた．そして，卒業証明書の発行手続き，日常生活用具の申請手続きを，A氏単独で行うことができた．

2．家族の変化について

父親は，A氏について「この子は，新たなことへの対応や工夫，抽象的なことが苦手です．バカではないと思っているんですがね」と認識していた．このことから，新たなことへの対応が求められる場面にA氏が直面したときは，A氏の苦手そうな様子をみかねて，両親が先回りしてA氏の代わりに対応してきたことが考えられた．そして，A氏は葛藤を感じつつも両親に依存してきたという，過干渉－依存関係が親子に存在することが分かった．これまでの家族システムは，「A氏が何らかの課題に直面する→両親がA氏はできないだろうと考え，先回りしてA氏の代わりに対応する→A氏は，葛藤しつつも両親の干渉を受け入れる→A氏は，課題に取り組む機会や自信がもてない→A氏が何らかの課題に直面する→A氏単独では対応できない→両親がA氏の代わりに対応する→A氏は両親への依存を高める」という循環パターンが存在していた．この交流パターンには，①「両親の過干渉→A氏の依存」の流れと「A氏の受動性→両親の過干渉」の流れといった双方向の円環的な因果関係があること，②両親の過干渉とA氏の受動性といった相補的な親子関係が強化されていること，が想定された．そのため，A氏と両親に対して，①ジョイニングによる家族の交流との合流，②家族の交流の創造，③交流パターンの遮断と再編成による家族の交流の改造，を図った．これらの支援を通じて，「A氏が何らかの課題に直面する→両親が先回りしそうになる→筆者による支援を受けながら，A氏が課題に取り組む→A氏は課題に取り組む自信をもち，家族への依存が軽減する→両親は，『見守る』経験をすることができ，A氏への干渉が軽減する→A氏が何らかの課題に直面する→両親はA氏を見守る→A氏は能動的に課題に取り組む」といった循環を繰り返しながら，家族関係の改善を試みた．その結果，両親がA氏に対する過干渉を自覚できるようになり，過干渉－依存関係を維持しようとする家族関係に変化を促すことができた．

団は，独立した個人同士の親子関係を獲得するのは空間的，経済的分離であることが多い，と述べている[11]．本研究における空間的分離は，①A氏がセンターの施設入所支援を利用して，両親と別居したこと，②A氏の能動性を高める自立訓練等を，両親不在の状況で行ったこと，③A氏が単独で帰省できるようになり，両親による送迎が不要になったこと，等が挙げられる．経済的分離は，①ATM操作訓練等の自立訓練により，A氏が金銭管理できるようになったこと，②金銭のやりとりが発生する卒業証明書の発行手続きを，A氏が単独で行ったこと，③日常生活用具の申請手続きを，A氏が能動的に行ったこと，等が挙げられる．本研究においても，この空間的，経済的分離に留意しながら，交流パターンの遮断に取り組んだことが，有用であったと考えられる．

おわりに

本研究では，進路について葛藤関係にあった家族に対して，システムズアプローチに基づいたケースワークを行った．支援の結果，①父親主導になりがちであった進路選択を，A氏が納得して選択できたこと，②母親による介助を常に受けていた外出について，A氏単独で帰省できるようになったこと，③両親が必ず代行していた福祉制度の申請等を，A氏が能動的に行えるようになったこと，④両親がA氏に対する過干渉を自覚できたこと，が明らかになった．そして本研究においては，空間的，経済的分離に留意した家族の交流パターンの遮断による支援が有用であることが示唆された．

注

1) 高橋政代「患者の心理－ロービジョンケアを担当して－」，新井三樹編『わたしにもできるロービジョンケアハンドブック－残存視覚の有効利用と患者のケア－』，メジカルビュー社，2000年，126～128ページ．
2) 福山和女・萬歳芙美子・萩野ひろみ他「ソーシャルワークにおける包括的立体的家族支援」，日本家族研究・家族療法学会編『家族療法テキストブック』，金剛出版，2013年，215～218ページ．

3) 久保紘章・副田あけみ編著『ソーシャルワークの実践モデル－心理社会的アプローチからナラティブまで』，川島書店，2005年，57ページ．
4) 吉川悟・東豊『システムズアプローチによる家族療法のすすめ方』，ミネルヴァ書房，2001年，33～38ページ．
5) 吉川悟『家族療法－システムズアプローチの「ものの見方」』，ミネルヴァ書房，1993年，65～70ページ．
6) 東豊・狩野真理「システムズアプローチと『家族』」，『こころの科学』第155号，2011年，66～67ページ．
7) 亀口憲治『家族臨床心理学－子どもの問題を家族で解決する』，東京大学出版会，2000年，131ページ．
8) 前掲7)，130ページ．
9) 上田幸彦『リハビリテーションにおける認知行動療法的アプローチ－技術訓練と個人心理療法と構造化されたグループカウンセリングの統合－』，風間書房，2011年，32ページ．
10) 岡堂哲雄『家族カウンセリング』，金子書房，2000年，41～66ページ．
11) 団士郎『対人援助職のための家族理解入門－家族の構造理論を活かす』，中央法規出版，2016年，45ページ．

参考文献

・坂本真佐哉・和田憲明・東豊『心理療法テクニックのススメ』，金子書房，2001年．
・得津慎子『新版家族援助の理論と方法－システム論に基づく家族福祉の実践－』，西日本法規出版，2005年．
・東豊『セラピスト入門－システムズアプローチへの招待』，日本評論社，1993年．
・東豊編『家族療法のヒント』牧原浩監修，金剛出版，2006年．
・遊佐安一郎『家族療法入門－システムズ・アプローチの理論と実際』，星和書店，1984年．